実績

## 1. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画のねらい

○ この計画は、6 大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び 関門の各港湾)における港湾労働者に係る労働力需給調整、雇 用改善、能力の開発・向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇 用安定センター(以下「センター」という。)、事業主及び事 業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。

計画の概要

#### (2) 計画の背景と課題

イ 港湾労働者の雇用改善及び能力開発・向上の現状

○ 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴(港湾運送の波動性)を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけではなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。

また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、労働者の雇用改善並びに能力の開発・向上については、一部の事項について改善しているものの、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況にある。

### ロ 今後の港湾労働対策の課題

- 上記に加え、規制改革の影響や、貨物輸送のコンテナ化等の 近代的荷役のより一層の進展など、近年、港湾労働を取り巻く 環境が大きく変化している。港湾労働者自身が高度な技能・技 術を習得することに加え、港湾運送事業主においても高度 な技能労働者を確保することが課題となっている。
- 今後の港湾労働対策においては、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を促進するための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。
- ○港湾運送業界については、高齢化の進展や低調な入職率等による将来的な技能労働者が不足することが懸念され、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

また、昨今の働き方改革を巡る様々な議論・取組が社会全体で行われる中、港湾労働対策の推進に当たっても、労働時間の問題を始めとする様々な課題への対応が求められている。これらの状況を踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

### ・実労働時間及び賃金の推移<表1>【参考資料1のP1】

港湾荷役	実労働	時間(月	平均)	賃金
作業員	所定	所定外		(月平均)
平成30年 (2018年)	155H	34H	189H	364,600円
令和元年 (2019年)	160H	44H	204H	380,400円
令和2年 (2020年)	155H	26H	181H	358,600円
令和3年 (2021年)	157H	33H	190H	376,300円
令和4年 (2022年)	162H	29H	191H	414,600円

全産業	実労働	実労働時間(月平均)						
土性未	所定	所定外		(月平均)				
平成30年 (2018年)	164H	14H	178H	335,700円				
令和元年 (2019年)	161H	13H	174H	335,600円				
令和2年 (2020年)	165H	10H	175H	330,600円				
令和3年 (2021年)	165H	11H	176H	334,800円				
令和4年 (2022年)	165H	12H	177H	340,100円				

・港湾労働者の実労働時間(月平均)は、 令和2年に減少したものの、令和3年以 降増加に転じており、全産業と比較して 高い水準で推移している。

特記事項

・港湾労働者の令和4年の賃金(月平均・ 所定外労働時間分を含む)は、令和3年 と比較して増加した。

## ・6大港におけるコンテナ貨物量の推移<表2>【参考資料1のP3】

(単位:百万トン)

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
①船舶積卸量	663	688	698	673	619
②船舶積卸量 (コンテナ)	460	482	495	480	451
③コンテナ化率 (②/①)	69.4%	70.1%	70.9%	71.3%	72.9%

- ・6大港におけるコンテナ化率は上昇傾向にある。
- ・令和元年度の第4四半期以降、新型コロ ナウイルス感染症の影響を受け、船舶積 卸量、コンテナ積卸量ともに減少してい る。

計画の概要			実績				特記事項
(3) 計画の期間							
○ 計画の期間は、令和元年度から令和5年度まで とする。							
2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項  (1) 港湾運送量の動向  ○ 6大港の船舶積卸量は、平成13年度以降増加傾向にあり、平成28年度においては、6億6千3百万トン。これに占めるコンテナ貨物の割合は、69.4%。	・船舶積卸量(1頁	の表 2 参照)		・令和元年度の第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、船舶積卸量、コンテナ積卸量ともに減少している。 【再掲】			
(2) 港湾労働者の雇用の動向	·常用港湾労働者数 <i>0</i>	の推移<表3>	【参考資料	1のP4】			
<ul><li>○ 6 大港における常用港湾労働者数は、平成14年度 以降増加傾向にあり、平成29年度においては、33,639</li></ul>		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	<ul><li>・常用港湾労働者数は、令和3年度以降減少 に転じている。</li></ul>
人。	常用港湾労働者数(人)(年度末時点)	33,872	34,205	34,466	34,032	33,942	
	前年度比	100.7%	101.0%	100.8%	98.7%	99.7%	
○ 6 大港における常用港湾労働者の月間平均就労延日 数は、港湾労働者の企業常用化の推進により、平成29	•就業形態別港湾労働	 動者数の推移<	〈表4>【参	考資料1のF		位:人目)	
年度においては、約53万3千人日(港湾労働者派			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
遣制度による就労人日を含む。)であり、全体の96. 8%を占める。			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	・新型コロナウイルス感染症の影響による業
O /0년 디 씨 · O ·	①常用港湾労働者(月平均)	537,977 <i>96.4%</i>	535,160 <i>96.5%</i>	530,555 <i>96.9%</i>	535,742 <i>96.6%</i>	527,379 <i>96.5%</i>	務量の減少により、企業外労働力の需要が
○ 6大港における港湾労働者の入離職率は一貫して低		2,278	2,151	1,830	2,203	2,161	一時的に減少したことから、令和2年度は
い割合となっており、平成29年の全産業における労働 者の入職率は16.0%、離職率は14.9%となっている	②港湾派遣労働者(月平均)	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	港湾労働者全体に占める港湾派遣労働者及 び日雇労働者の割合が低下したが、令和3
(雇用動向調査)のに対し、同年の6大港における港	(3)<(1)+(2)>	540,255	537,311	532,385	537,945	529,540	年度以降は輸出入貨物量等の回復により、
湾労働者の入職率は8.9%、離職率は8.4%にとどまっ	<b>● (● (● )</b>	96.8%	96.9%	97.2%	97.0%	96.9%	令和元年度以前の水準に戻りつつある。
ている(一般財団法人港湾労働安定協会調べ)。	④日雇労働者(月平均)	17,678	17,190	15,449	16,630	16,934	
○ 港湾労働者の平成29年における高齢者割合(50歳以		3.2% 1,406	3.1% 1,228	2.8% 1,054	3.0% 1,004	<i>3.1%</i> 870	
上の者の比率)は25.2%となっており、全産業の労働	うち安定所紹介	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	
者の29.3%に比して低い水準となっている。一方、平	2.4. 末枝喜思	16,272	15,962	14,395	15,627	16,064	
成25年における港湾労働者の同割合は20.4%、全産業の労働者の同割合は27.4%であったことから、港湾労	うち直接雇用	2.9%	2.9%	2.6%	2.8%	2.9%	
働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているとい	合計<③+④>	557,933	554,501	547,834	554,575	546,474	
える。	※斜体は、全体に占め	かる構成比					

計画の概要			実績				特記事項
3. 労働力の需給調整の目標に関する事項 (1) 労働力需給調整の目標							
○ 港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、常用労働者の雇用の安定に一層努める。							
(2) 労働力需給調整に関して講ずべき措置  イ 国及び都府県が講ずる措置  ○ 事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。	・港湾労働法遵守強化 者に対し、港湾労働 を実施している。						
○ 公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な	<ul><li>港湾派遣労働者の推移</li></ul>	5<表5>【					
紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、 港湾労働者の常用化の推進を図る。		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	・新型コロナウイルス感染症の影響による業
○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、常用労 働者の対策性への確保及び原用のお客な図えなり、東		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	務量の減少により、企業外労働力の需要が 一時的に減少したことから、令和2年度は ************************************
働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、必要な指導を行う。 また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握	港湾派遣労働者(人日) (月平均)	2,278	2,151	1,830	2,203	2,161	港湾労働者全体に占める港湾派遣労働者及び日雇労働者の割合が低下したが、令和3年度以降は輸出入貨物量等の回復により、令和元年度以前の水準に戻りつつある。
に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、 現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。 これらの取組に当たっては、一般財団法人港湾労働 安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとと	前年度比	103.5%	94.4%	85.1%	120.4%	98.1%	【再揭】
もに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。 ○ 公共職業安定所において、事業主が求める人材と日	・日雇労働者の推移<	表6>【参考					
雇い労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港 湾の固有の事情を踏まえつつ円滑に図られるよう、		平成30年原(2018年度		度 令和2年度 (2020年度)		令和4年度 (2022年度)	
事業主・事業主団体とも連携しつつ、適格な紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に	日雇労働者(人日)(月平均	) 17,6	578 17,	190 15,44	9 16,630	16,934	
努める。 また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の利 用状況の的確な把握に引き続き努め、多数使用する事	※下段は前年度比	100.	1% 97.	2% 89.99	% 107.6%	101.8%	
業主に対しては、雇用管理に関する勧告を含め必要	うち安定所紹介(人日)			228 1,05			
な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労 延日数の減少に更に努める。	うち直接雇用(人日)	16,2	272 15,	962 14,39	15,627	16,064	3

#### 計画の概要 特記事項 実績 ○ 港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の ・雇用秩序連絡会議の開催状況【参考資料1のP16】 遵法意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡 平成30年度~令和4年度の各年度の実施回数は9回で増減はない。 会議の積極的開催、港湾労働者からの申告に対する迅 速な対応、効果的な現場パトロール及び立入検査の実 施、雇用管理に関する適時適切な勧告等を引き続き実 ・現場パトロール実施状況<表7>【参考資料1のP13】 施することにより、違法就労の防止を図る。 ・ 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症 平成30年 令和元年 令和3年 令和2年 令和4年 の影響により、対面による指導(現場パト ○ また、現場パトロール等の際に、色分けされた港湾 ロール、事業所訪問、立入検査) を実施す (2021年) (2018年) (2019年) (2020年) (2022年) ることが困難であったことから実績が低調 労働者証を確認し、港湾運送事業法違反の疑いがある 事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やか となっていたが、現場パトロールの実施状 に情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。 況については、令和4年は回復傾向にある。 501 実施回数 672 678 524 575 ○ さらに、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する ・港湾倉庫については、港湾労働専門委員会 港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、 報告書の進捗状況等に記載。 より適正に制度を運用していくという観点から、港湾 実施事業所数 2.705 2.824 2.144 2.071 2.855 倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物 横浜港において、ワッペン導入に係る労使 量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を の協議が整い、令和5年10月から実施する 予定。 踏まえつつ検討を行う。 ・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況 <表8>【参考資料1のP13】 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 (2018年) (2019年) (2020年) (2021年) (2022年) 実施回数 486 434 303 235 255 345 実施事業所数 845 784 691 397 ○ 港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務 ・公共職業安定所と港湾労働者雇用安定センターが適宜連携をとりつつ、事業所訪 及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導 問等を通じ、関係法令の遵守等について啓発及び指導を実施している。 及び助言を行う。 ○ 労働者派遣法又は職業安定法に違反する形態による 労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序 を混乱させるものであることから、その是正指導及び 防止の更なる徹底を図る。共同受注・共同就労を基準 に照らし適正な請負として実施すべきことについて、 事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

計画の概要			特記事項				
ロ センターが講ずる措置 ○ 業務の具体的内容、求められる技能等に関するあっせん申込み内容をきめ細やかに収集・確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を行う。	・雇用保険二事業に 派遣のあっせん成 実績は90.9%であ	立率の令和4	・新型コロナウイルス感染症の影響による港湾全体の仕事量及び港湾派遣の受け入れ先事業所数の減少により、令和2、3年度は目標未達成となっていたが、令和4年度は回復した。				
○ あっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認する とともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事	・港湾労働者雇用安 <表 9 >【参考資		おける港湾選	送事業所等	からの相談実	<b>ミ施状況</b>	・港湾労働者派遣制度に関する事業所等から
業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣制度に 関する相談その他の援助を行う。		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	の相談件数は減少傾向にあり、制度に対す る理解が進んでいるものと考えられる。
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	・新型コロナウイルス感染症の影響により令 和2年度に大幅に減少した後、令和3年度
	相談実施状況(件)	6,354	5,543	4,501	5,045	4,627	は新型コロナウイルス感染症の影響からの 回復のほか、同一労働同一賃金の取扱いに 係る相談もあり増加したものの、令和4年
	前年度比	95.2%	87.2%	81.2%	112.1%	91.7%	度は再び減少した。
ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置 ○ 日雇労働者の直接雇用の縮小に向け、公共職業安定 所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固 有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の 充実・強化を図ることとしていることに対して、積極 的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外 的となるように努める。	・安定所紹介の日雇	労働者の就労	状況(3頁の	多表6参照)			・新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の減少により、令和2年度には常用労働者数、日雇労働者数ともに減少したが、輸出入貨物量等の回復による業務量の増加に対応するため、公共職業安定所においては日雇労働者より常用労働者の求人が増加傾向にあり、令和3年度以降も安定所紹介による日雇労働者の雇用が減少している。
<ul> <li>○ 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。</li> <li>○ 港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、センターに対して、具体的な業務内容、必要とされる技能等具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、センターが行うあっせんに協力するよう努める。</li> <li>○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</li> </ul>	・労働局、公共職業 必要な情報共有を				及び事業主団	団体が連携し、	

計画の概要				実績				特記事項
4. 港湾労働者の雇用改善・能力開発を促進するための方策に関する事項								
(1) 雇用改善を促進するための方策								
イ 国が講ずる措置 ○ 雇用管理者の選任の徹底、雇用管理改善の重要性の 周知等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進	, , , , , ,	理者選任届出 も対象事業	<b>¦事業所</b> 所全てが選任	を行ってい	る。 【*	参考資料1の	P 12]	
及びその実効性の確保を図るとともに、労働基準法等	・労働災	害の発生状況	2<表10> 【	参考資料1	のP17、1	18】 (単位	: 人)	
関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底 や労働災害防止計画の計画的な推進等を図るとともに、			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	<ul><li>・令和4年の港湾運送業における労働災害発</li></ul>
関係者の協力を得つつ必要な対策が実施されるよう努			(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	生状況は、死亡者数、死傷者数ともに減少
める。	港湾運送業	死亡者数(人)	4(1.2%)	7(1.9%)	4(1.2%	4(1.0%)	1 (0.3%)	した。
		死傷者数(人)	330	376	32	360	329	
	建設業	死亡者数(人)	309(2.0%)	269(1.8%)	256(1.7%	278(1.9%)	281(1.9%)	
	(参考)	死傷者数(人)	15,374	15,183	14,79	14,926	14,539	
	(注)死亡	者数( )内(	ま、死傷者数に	こ占める死亡	者数の割	合		
ロ センターが講ずる措置 ○ 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。 (注)死亡者数( )内は、死傷者数に対する割合	平成3 令和 令和 令和	<b>里者研修参加</b> 60年度: 432 元年度: 413, 2年度: 181, 3年度: 317, 4年度: 328,	人(6回) 人(7回) 人(3回) 人(6回)	内は開催回数	女)【参考	資料1のP2	3]	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京、横浜及び関門支部で雇用管理者研修の開催を見合わせたため、開催回数及び参加人数が減少したが、令和3年度以降は参加人数も回復傾向にある。
		動者雇用安定 の表 9 参照)	ミセンターにお	おける港湾道	軍送事業所	F等からの相談	(実施状況	
ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置	・日曜・7	友間荷役等 <i>の</i>	)状況<表11>	> (港湾運送	生事業雇用	実態調査結果	!)	
○ 日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使 間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外				平成3	0年	令和5年	増減	・令和5年港湾運送事業雇用実態調査による
労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、				(2018		(2023年)		と、令和5年の日曜・夜間荷役等の状況に
港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事 業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労		福に増加し			0.5%	0.1%	<b>▲</b> 0.4P	ついて、「大幅に増加している」「ある程 度増加している」が減少し、「減少してい
働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の 整備に努める。	②ある程度増加している 5.9% 4.8% ▲1.1P							る」が増加した。
正明に分りる。	③特に	変化なし		6	8.2%	69.3%	1.1P	
	4減少	いしている			9.6%	10.9%	1.3P	
	⑤不明	3		1	5.8%	14.8%	▲1.0P	

## 計画の概要

## 実績

## 特記事項

### (2) 能力開発を促進するための方策

#### イ 国が講ずる措置

- 港湾荷役作業の革新化が6大港全体で進展していることに伴い、事業主の訓練ニーズも多様化していることから、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。
- 港湾短大を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。

#### ロ センターが講ずる措置

- 荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、港湾技能研修センター神戸において、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。
- 港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施する ほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用す ること等による運営基盤の強化、港湾労働者の能力開 発・向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主 に対して同センターの積極的利用を促す。

### ・公共職業能力開発施設への講師派遣・施設提供<表12>【参考資料1のP21】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2001年度)	令和 4 年度 (2022年度)
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
講師派遣状況(人)	24	15	4	4	10
施設提供状況(件)	287	307	200	189	244

・新型コロナウイルス感染症の影響により講師派遣人数・施設提供件数は減少していたが、令和4年度は増加に転じた。

### ・港湾技能研修センター訓練受講者数(港湾荷役・クレーン運転) <表13> 【参考資料 1 の P 22】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
港湾荷役受講者(人)	464	217	326	529	731
クレーン運転受講者(人)	646	121	185	205	370
合計(人)	1,110	338	511	734	1,101

### ・港湾労働者雇用安定センターの相談援助等を利用した実績のある事業所の離職率(※)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
全産業(%)	14.9	14.6	15.6	14.2	13.9
センター (%)	9.7	8.4	8.3	9.1	8.1

- ・令和元年10月に豊橋から神戸へ移転したことにより、平成30年度から令和元年度に大きく受講者数が減少し、令和2年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、受講者数は移転前の水準に回復しつつある。
- ・事業所のニーズに対応するため、港湾技能研修センターにおいて、港湾で急速に普及が進むリーチスタッカーの実機を導入し、令和4年度から訓練を開始した。
- ※雇用保険二事業アウトカム目標「相談援助、 講習、雇用管理者研修または派遣元責任者 講習を利用した実績のある事業所にかかる 当年の離職率が、雇用動向調査による前年 の全産業の離職率未満となること」

#### ハ 事業主が講ずる措置

○ 雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段 階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

### ・教育訓練の種類<表14> (港湾運送事業雇用実態調査結果)

	平成30年	令和5年	増減
	(2018年)	(2023年)	追波
①安全衛生	40.9%	38.3%	▲2.6P
②フォークリフト運転	25.6%	25.2%	▲0.4P
③クレーン運転	7.3%	6.5%	▲0.8P
④ガントリークレーン運転	2.1%	3.5%	1.4P
⑤ショベル・ストラドル運転	3.3%	2.9%	▲0.4P
⑥大型特種自動車等運転	5.3%	6.3%	1.0P
⑦他の荷役機械運転	3.9%	4.5%	0.6P
⑧その他	11.7%	12.8%	1.1P

#### ・教育訓練実施状況(延べ数) <表15>

	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	増減
新規採用時の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	804	763	<b>▲</b> 41
在職者の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	1,367	1,379	12

計画の概要			特記事項				
5. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための 事項 (1) 国が講ずる措置	・港湾労働者派遣事業の	許可の取得率					
<ul> <li>○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに次のような点について必要な指導を行う。</li> <li>・ 労働者派遣契約の締結に際して、センターのあっせんを受けることが適当であること</li> <li>・ 港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること</li> <li>・ 港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと</li> <li>・ 港湾労働者派遣制度の対象とする労働者にはあらかじめ本人の同意が必要であること</li> <li>・ 派遣対象とする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること</li> <li>・ 派遣先事業主も派遣中の労働者について法に基づく労働安全衛生上の措置等を講じる必要があること</li> </ul>		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	
	①港湾労働者派遣許可事業所数 (年度末時点)	284	283	289	288	289	
	②港湾労働法適用事業所数 (年末時点)	1,002	1,000	999	998	1,003	
	③港湾労働者派遣許可の取得率 (①/②)	28.3%	28.3%	28.9%	28.9%	28.8%	
<ul> <li>○ 港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、 港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。 さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、 同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。</li> <li>○ センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。</li> </ul>	・現場パトロール実施事		・令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による指導(現場パトロール、事業所訪問、立入検査)を実施することが困難であったことから実績が低調となっていたが、令和4年は回復傾向にある。【再掲】				
(2) センターが講ずる措置  ○ 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。	・公共職業安定所と港湾 派遣事業の利用実態に 旋状況の整理及び共有	関する調査の					

計画の概要			特記事項				
○ 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容 をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者研修 を行うほか、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労	・派遣元責任者講習参	参加者数<表	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡				
働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	大の影響により、各支部で前期に開催予定であった派遣元責任者講習の開催を見合わせたため、実施回数及び参加者数が減少したが、令和3年度以降は参加人数も回復傾向にある。
	実施回数(回)	12	12	6	12	12	
	参加者数(人)	485	471	265	485	468	
<ul> <li>(3)事業主及び事業主団体が講ずる措置</li> <li>○ 事業所における港湾労働者の需給の状況に関する具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。</li> <li>○ 港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを同制度の対象とし、法に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を制度の趣旨に沿って活用する。</li> <li>○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記の措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</li> </ul>	・公共職業安定所と済間等を通じ、各事業行っている。						